

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（抜粋）

〔平成 24 年 3 月 30 日
閣 議 決 定〕

別紙の各事項については、与党と連携しつつ速やかに検討し、別紙の方向により対応していく。

検討課題に対する法案提出後の対応の方向性

以下の各事項については、法案提出後、与党と連携しつつ速やかに検討し、以下の方向により対応していく。

事項	今後の対応の方向
<p>転嫁対策・価格表示</p>	<p>○ 内閣に早急に本部を設置し、消費税率（国・地方）の 8% への引上げ時に先立って、必要な場合には法的対応も含め、速やかに総合的な対策を講ずる。</p> <p>円滑かつ適正な転嫁のための対策については、公正取引委員会、中小企業庁をはじめ関係省庁が緊密に連携して消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう、ガイドラインの周知徹底、相談対応等を行うとともに、取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの転嫁要請を一方向的に拒否すること等の不公正な取引の取締り・監視の強化を行う。</p> <p>また、「内税」、「外税」等の価格表示問題については、事業者間で異なる意見があることも踏まえ、事業者等から広く意見を聴取するなどして丁寧に問題点の洗い出しを行う。</p> <p>更に、中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p>